

東村山市における水道事業と下水道事業との関係

市は、東京都水道局に対し、使用料の徴収業務を委託
2ヶ月に1度、水道料金と下水道使用料が同一の請求書で
請求されるのはこのため。

下水道使用料の徴収を受託 ⇔ 下水道使用料の徴収を委託

東村山市が運営

水道事業

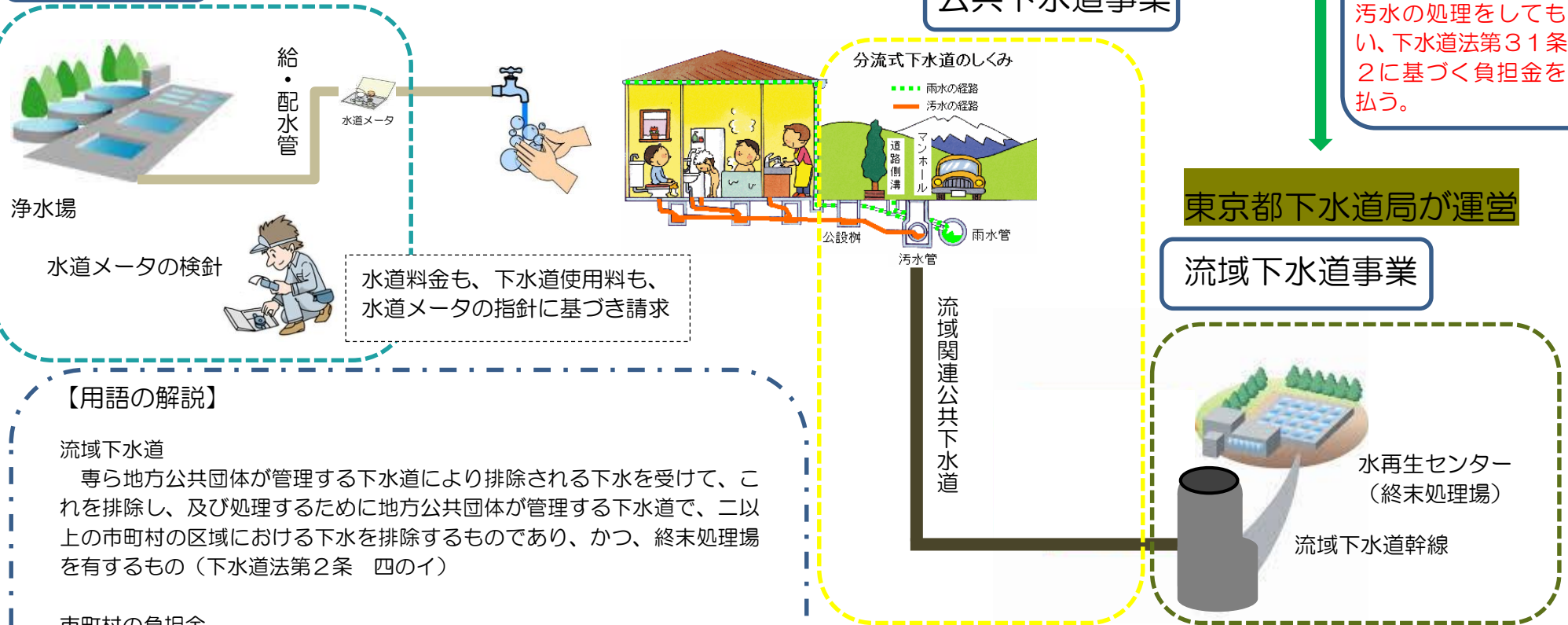
東京都水道局が運営

公共下水道事業

市は、都下水道局が運営
する水再生センターで
汚水の処理をしてもら
い、下水道法第31条の
2に基づく負担金を支
払う。

東京都下水道局が運営

流域下水道事業



水道料金も、下水道使用料も、
水道メータの指針に基づき請求

【用語の解説】

流域下水道

専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの（下水道法第2条 四のイ）

市町村の負担金

第三条第二項又は第二十五条の二第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。（下水道法第31条の2第1項）

流域下水道維持管理負担金 } の支払
流域下水道建設負担金 }